

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和6年12月23日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年12月23日(月) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

## 出席委員

1 若色 昭松	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄	5 長 明美
6 小林 真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲	9 渡邊 昭男
10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行	13 大谷 朗
14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫
18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基	21 生澤 良一

欠席委員 2 高際 英明

## 農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次長兼農委総務係長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	小松原 雅人	主 査	田沼 篤
主 査	佐藤 真沙人	主 任	岡 剛伯

## 会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利 用集積等促進計画案に対する意見について
報告第1号	農地法第4条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第6号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第7号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について

**開会の宣言**

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年12月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は、2番高際職務代理者から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

**議事録署名**

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、14番泉田裕美委員、15番川嶋房代委員をお願いいたします。

**会議書記指名**

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

**議事**

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が17件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、平柳町2丁目にて大豆・野菜を作付しています。申請地

でも大豆・野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、皆川城内町を中心に米・宮ネギ・そばを作付しています。申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

3番については、居住地に隣接する農地を売買により取得する申請です。

申請地では、オクラ・トマト・大根を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

4番5番については、営農の効率化のため、農地を相互に交換する申請です。

双方ともに野中町を中心に米を作付しています。申請地でも米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

6番については、居住地に隣接する農地を売買により取得する申請です。

申請地では、野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

7番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、惣社町を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

8番については、空き家に付属する農地を売買により取得する申請です。

申請地では、キャベツ・ほうれんそう・きゅうり・大根を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、西方町本城を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番11番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を売買により取得する申請です。譲渡人が別々のため、番号を分けてご案内いたします。

譲受人は、大平町真弓を中心に米・麦・いちごを作付しています。申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください

(写真説明)

12番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町部屋を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町蛭沼を中心に米・麦・大根・白菜・ネギを作付しています。申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

14番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町古江を中心にネギ・ナス・トマト・ゴマ・ジャガイモを作付しています。申請地でも、同様の野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

15番については、空き家に付属する農地を売買により取得する申請です。

申請地ではタマネギ・ジャガイモ・サツマイモを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

16番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町静を中心に米・野菜・ぶどう・栗を作付しています。申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

17番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町静を中心に米・野菜を作付しています。申請地でも、米・野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

以上17件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(川嶋委員)

今回の北部調査委員長の15番川嶋です。  
今回は私と5番長委員、12番山崎委員の3名と事務局2名で、19日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が9件ありました。  
書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
(荒川委員)

今回の南部調査委員長の17番荒川です。  
今回は、私と7番柴委員、13番大谷委員の3名と事務局2名で、20日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転がの申請が8件ありました。  
書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可

することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひ  
します。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ござい  
ませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定  
いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査

議案書の6ページをご覧ください。

今回は、6件の申請がありました。申請者・土地の表示等について  
は記載のとおりです。

1番については、歯科医院敷地拡張の転用です。地図は1ページで  
す。

事業計画者は、今年の8月に隣接地において開業しましたが、想定  
を超える集客があり、現在の駐車場では賄えず、時間帯によっては路  
上駐車する車両もあり、地域住民にも迷惑をかけている状況であり  
ましたが、隣接地を取得できることとなったため一体で拡張整備を  
計画しました。計画ではあらたに6台分の駐車場を整備します。

農地の区分は、栃木県下都賀庁舎から1km以内の第2種農地で  
あり、既存敷地の2分の1以内の拡張であることから、許可基準に該  
当します。

新たな取水排水はなく取水は上水道、排水は下水道、雨水は既存浸  
透槽により処理します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、将来を見据え親から独立し、住宅の建築を計画しま

した。申請地は土地改良事業の非農用地設定を用途分家住宅として設定しており、今回所有者の孫が建築します

農地の区分は、土地改良施行地域内、および農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽で処理したのち敷地内で処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、コンビニエンスストアへの転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、コンビニエンスストアの事業を営む法人です。計画では、24時間営業を行う店舗を新築し、駐車エリアを広く確保し、休憩所の役割を担い、より多くの利用者に便利で安心して使えるような店舗を計画しています。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、国道の沿道区域に設置する駐車場、休憩所、トイレ等を備えた休憩所に類する施設であるため、例外規定に該当します。なお、本申請は、令和6年3月に農振除外がされております。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽で処理したのち敷地内で処理、雨水は貯留浸透施設による処理です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

佐藤主査

4番については、一般住宅への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、市内の借家に妻と子供の3人で居住しております。現在の借家では手狭であることから住宅の建築を計画しました。

夫婦の実家との距離と交通の便の良さを考慮して栃木市大平町内で土地を探していたところ、幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかであることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、大平南小学校及び大平みなみ幼稚園から500m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、佐野市の借家に住んでいますが、今年9月に子供が生まれ、現在の借家では手狭であることから住宅の建築を計画しま

した。

実家から子育て支援を受けるため、実家付近で土地を探していたところ、祖父より土地の提供を受けることができたため、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、腰塚医院及び秋山歯科医院から500m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、太陽光発電設備への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、岩舟駅から500m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上6件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(川嶋委員)

今回北部は、歯科医院敷地拡張が1件、一般住宅が1件、コンビニエンスストアが1件、合計3件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長 (荒川委員)	<p>今回南部は、一般住宅が2件、太陽光発電施設が1件、合計3件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、5番長委員お願ひします。</p>
長委員	<p>5番長です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>番号2番について、7番柴委員お願ひします</p>
柴委員	<p>7番柴です</p> <p>2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。土地改良事業の分家住宅として、以前から設定してあった土地です。問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>番号3番について、1番若色より報告いたします。</p> <p>3番については、コンビニエンスストアへの転用です。特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>番号4番について、17番荒川委員お願ひします。</p>
荒川委員	<p>17番荒川です。</p> <p>4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>番号5番について、13番大谷委員お願ひします。</p>
大谷委員	<p>13番大谷です。</p> <p>5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>番号6番について、3番五十畑職務代理者お願ひします。</p>

五十畑職代	<p>3番五十畑です。</p> <p>6番の案件ですが、太陽光発電への転用です。事務局および調査委員長の説明のとおりで、何の問題もないと思いますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
田沼主査	<p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>今回は、4件の申請がありました。願出人・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番及び2番については、願出人が同一であるため一括してご説明いたします。地図は8ページです。</p> <p>申請地はそれぞれ1筆で、航空写真等により、昭和46年以前から1番2番ともに宅地として利用し、1番は令和2年から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p>
佐藤主査	<p>3番については、地図は9ページです。</p> <p>申請地は3筆で、航空写真等により、平成10年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> <p>4番については、地図は10ページです。</p>

申請地は1筆で、航空写真等により、昭和50年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上4件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長  
(川嶋委員)

今回北部は、2件の申請がありました。

20年以上宅地として利用されてきたものが1件、20年以上宅地として利用し、その後雑種地として利用されてきたものが1件です。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長  
(荒川委員)

今回南部は、2件の申請がありました。

いずれも20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。

番号1番、2番について、7番柴委員お願いします。

柴委員

7番柴です。

1番、2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長	番号3番について、21番生澤委員お願いします。
生澤委員	21番生澤です。 3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号4番について、13番大谷委員お願いします。
大谷委員	13番大谷です。 4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて295件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。
議 長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議 長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。  
報告第1号から、報告第7号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。  
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年12月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時19分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員会長 \_\_\_\_\_ (若 色)

署名委員 \_\_\_\_\_ (泉 田)

署名委員 \_\_\_\_\_ (川 嶋)